○国土交通省告示第千十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十八年四月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年九月二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－64R－020003	応急用予備走行装置　トヨタ　T26（JP，R）	NZT260－AEXEK，NZT260－CEXEK，ZRT260－AEXEP，ZRT260－CEXEP，ZRT261－AEXGP，ZRT261－CEXGP，ZRT265－AEXEP，ZRT265－CEXEP	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地
E43－12R－040008	フルラップ前面衝突時の乗員保護装置　トヨタ　T26（JP）	〃	〃

○国土交通省告示第千二十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月二日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
NAKASHIMA VIETNAM CO., LTD. DINHVU FACTORY	Land Plot CN2, 2B, Dinhvu I.Z., Hai An Dist., Hai Phong City, Socialist Republic of Viet Nam	プロペラ（直径3200ミリメートル以下の固定ピッチプロペラ及び直径3500ミリメートル以下の可変ピッチプロペラの羽根に限る。）	平成28年8月29日から平成33年8月28日まで

○国土交通省告示第千二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二日

国土交通大臣　石井　啓一

別表の二十五の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「東京都台東区北上野一丁目八番三号」を「イ　本社　東京都台東区北上野一丁目八番三号　ロ　日本橋支社　東京都中央区日本橋三丁目八番十六号」に改める。

○国土交通省告示第千二十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二日

国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1351	薄板軽量形鋼を用いた独立間柱構造である軸式二重壁（ダンパ装置付）の遮音構造に応じて評価する方法	8－3　透過損失等級（界壁）	積水ハウス株式会社　代表取締役社長　阿部俊則	大阪市北区大淀中1－1－88	平成28年8月18日

人事異動

法務省

検事　清野　憲一

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）に併任する

併任の期間は平成二十八年十一月三十日までとする

同　佐藤美由紀

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）の併任を解除する（以上八月二十三日）

外務省

（ザンビア国駐箚）特命全権大使　小井沼紀芳

オーストリア国駐箚を命ずる

（ニジェール共和国駐箚）同　牧内　博幸

兼ねてハイチ国駐箚を命ずる

（アイスランド国駐箚）同　志野　光子

外務事務官（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官）に採用する

在ジュネーブ国際機関日本政府代表部在勤特命全権大使を補佐し在ジュネーブ国際機関日本政府代表部に在勤する期間大使の名称を与える（以上八月二十六日）

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　藤城　眞

関税局長兼税関研修所長梶川幹夫外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる

（主計局次長）同　可部　哲生

主計局長福田淳一外国出張不在中同局長事務代理を命ずる

（理財局次長）同　北村　信

理財局長佐川宣寿外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（以上八月二十七日）

（大臣官房審議官）財務事務官　藤城　眞

関税局長兼税関研修所長事務代理を免ずる

（主計局次長）同　可部　哲生

主計局長事務代理を免ずる

（理財局次長）同　北村　信

理財局長事務代理を免ずる

（東京税関監視部次長）同　星好　信

東京税関監視部長事務代理を免ずる（以上八月二十八日）

（国際局次長）財務事務官　土井　俊範

国際局長事務代理を免ずる（八月二十九日）

環境省

（自然環境局国立公園課国立公園利用推進室室長補佐）環境技官　堀内　洋

自然環境局国立公園課国立公園利用推進室長に昇任させる

（環境調査研修所次長）同　田邉　仁

自然環境局国立公園課国立公園利用推進室長の併任を解除する（以上八月十五日）

防衛省

（大臣官房付）防衛部員　小杉　裕一

秘書官事務取扱を解く

防衛書記官（大臣官房参事官）に昇任させる（八月三日）

（整備計画局施設計画課長）防衛書記官　久澤　洋

防衛事務官（大臣官房秘書課付）に転任させる

防衛政策局防衛政策課付に併任する

（大臣官房秘書課付）防衛部員　上田　幸司

防衛書記官（整備計画局施設計画課長）に昇任させる（以上八月八日）

（大臣官房審議官（併）防衛政策局次長）防衛書記官　鈴木　敦夫

防衛政策局次長の併任を解除する

（警察庁長官官房付）警視監　岡　真臣

防衛書記官（防衛政策局次長）に採用する

（情報本部電波部長）防衛事務官　原　和也

警察庁へ出向させる

（防衛政策局調査課情報運用企画室長）防衛部員　若田　英

防衛事務官（情報本部電波部長）に昇任させる

内閣官房へ出向させる（併任）（以上八月十日）